

富山県砺波青少年自然の家

指定管理者募集要項

令和 8 年 8 月

富山県教育委員会

＜ 目 次 ＞

A 公の施設に関する事項

1 施設概要	1
(1) 名称	1
(2) 所在地	1
(3) 設置目的・管理運営方針等	1
(4) 施設の概要	1
(5) 設備・備品の内容	1
(6) 利用状況等	2

B 募集に関する事項

1 募集の趣旨	2
2 条件等	2
(1) 申請資格（指定管理者に求める資格・要件）	2
(2) 指定管理者が行う業務の範囲・内容	3
(3) 管理の基準	3
(4) 指定期間	4
(5) 県が支出する指定管理料の上限	4
(6) 利用料金制について	6
(7) 指定管理者と県とのリスク（役割）分担	7
(8) 管理の業務の実施に伴って生ずる権利の帰属について	7
(9) 定期報告書（月報）の提出	7
(10) 事業報告書（事業年度報告書）の提出	8
(11) 事業評価	9
(12) 県教育委員会による調査・指示等	9
(13) 県による指定管理者に対する評価	9
(14) 監査委員及び包括外部監査人による監査	9
(15) 施設管理の継続が適当でない場合における措置	9
(16) 自主事業の実施について	10
3 応募・選定手続き	10
(1) 募集	10
(2) 申請方法	10
(3) 質疑応答	12
(4) 説明会の開催	12
(5) 審査方法及び審査基準	13

C 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定	15
(2) 協定の締結	15

D その他

(1) スケジュール	15
(2) その他留意事項	16
(3) 配付資料	16

別紙「公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領」	17
様式1～様式7	19～26

富山県砺波青少年自然の家指定管理者募集要項

A 公の施設に関する事項

1 施設概要

(1) 名称

富山県砺波青少年自然の家（以下「青少年自然の家」という。）

(2) 所在地

富山県砺波市徳万字赤坂 17-5

(3) 設置目的・管理運営方針等

昭和 55 年に砺波青少年の家として、青少年が、自然に親しみながら、規律正しい集団生活や各種の研修活動を通じて、心身を鍛え、自主性や社会性を身につけ、徳性や情操を養うことを目的として設置されました。

本所は体育館や多数の研修室を備えており、近年は、運動・スポーツ合宿や研修利用等、生涯学習・生涯スポーツ等の研修施設として、幅広く一般県民にも利用されています。管理運営にあたっては、県民の多様なニーズに対応したサービスの提供に努めるものとします。

(4) 施設の概要

① 建物の構造 鉄筋コンクリート造り 3 階建

② 敷地面積 55,830.17 m²

③ 建物面積 5,337.52 m²

(本館 3,740.84 m²、体育館 1,525.29 m²、便所・炊事場 32.40 m²、
車庫 25.75 m²、物置 13.24 m²)

④ 施設内容

宿泊定員 223 名

○本館 1 階 事務室、所長室、給湯室、休養室、会議室、リネン室、談話室
研修室 3 室、浴場（浴室・脱衣場）2 室、宿直室、ボランティアルーム
カフェテラス、厨房、厨房休養室、玄関、便所、ロビー 等

○本館 2 階 宿泊室 12 室、リーダー室、ロビー、便所、洗面所（カラン 15）
研修室 3 室、視聴覚室、視聴覚準備室、倉庫 等

○本館 3 階 宿泊室 12 室、リーダー室、ロビー、便所、洗面所（カラン 15）
研修室 3 室、音楽室、倉庫 等

○体育館 スポーツフロア、ギャラリー、更衣室、器具室、乾燥室 等

○野外施設 グラウンド、キャンプファイヤー場、ミニキャンプファイヤー場
キャンプ場、野外調理場、つどいの広場、どんぐり広場、駐車場 等

○附属施設 車庫、ポンプ室、物置

(5) 設備・備品の内容

別添「富山県砺波青少年自然の家設備・備品一覧」に明記

(6) 利用状況等

過去の利用者数

年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数(人)		17,644	20,077	20,429
内 訳	宿泊人数(人)	8,826	10,600	11,511
	キャンプ場(人)	106	106	13
	日帰り利用(人)	8,712	9,371	8,905
	料金収入(千円)	8,407	9,307	9,860

B 募集に関する事項

1 募集の趣旨

青少年自然の家の効果的かつ効率的な運営を図るため、「富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」(以下「手続条例」という。)に基づいて、指定管理候補者の選定のための公募を行います。

2 条件等

(1) 申請資格(指定管理者に求める資格・要件)

申請することができるのは、次の要件を満たす法人その他の団体であることとします。

① 法人等の団体であること

(法人格の有無は問いません。個人による申請はできません。)

② 申請する法人等及びその役員(株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者。以下同じ。)が次のア～オのいずれにも該当しないこと。

ア 破産者で復権を得ないもの又は会社更生法若しくは民事再生法に基づく更生若しくは再生手続き中の者

イ 県税を滞納している者

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

エ 本県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な委託額の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

オ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない者

③ 申請する法人等の役員に、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者がいないこと。

④ 手続条例第6条の規定による指定管理候補者として選定しない法人等に該当しないこと。

⑤ 別紙「公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領」の排除措置の該当事項に該当しないこと。

⑥ 県内に主たる事務所(本社・本店)を置き、又は置こうとする者(注)であること。

(注) この場合、当該公の施設に関し、「指定管理者の指定に関する件」として議案を県議会に提出する日までの間で、県教育委員会が指定する期日までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出する必要があります。

- ⑦ 別添「富山県砺波青少年自然の家の管理に係る業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載する補助指導員は、学校教育法に定める幼稚園教諭又は小学校教諭免許、中学校教諭免許を有する者、児童福祉法に定める保育士資格を有する者、若しくは青少年自然の家に類似する施設で1年以上の指導経験を有する者であること。ただし、前述の条件について、別途、県教育委員会との協議により了承を得た場合はその決定によるものとする。

- ・上記の資格・要件については、申請の時点から指定管理者として指定された場合は、その指定期間の満了時まで継続して満たす必要があります。
- ・また、申請者が各資格要件を満たしているか、必要に応じて関係機関に照会する場合があります。
- ・共同体で申請する場合は、上記要件のうち、①から⑤については、共同体の全ての構成員が満たす必要があります。⑥については、共同体を代表する法人等が要件を満たす必要があります。

(2) 指定管理者が行う業務の範囲・内容（詳細は別添仕様書参照）

- ① 青少年自然の家の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ② 富山県青少年自然の家条例第8条第1項の規定による利用の承認に関する業務
 - ③ 富山県青少年自然の家条例第9条第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務
 - ④ その他別添仕様書に記載する業務
- ・指導業務については県教育委員会が配置する県職員が担当します。ただし、指導業務の補助は指定管理者の業務とします。
 - ・指定管理者の業務については、当募集要項に示す内容及び申請者から提案のあった内容に基づき県教育委員会と指定管理者と協議のうえ決定し協定を締結することとします。
 - ・指定管理者は、県教育委員会が配置する所の責任者である所長から指示があった場合はその指示に従うこととし、施設全体の運営を円滑に行うために指導業務を行う県職員と密接に連絡・調整することとします。

(第三者への再委託)

- ・管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできませんが、警備、清掃、機械設備のメンテナンス等、個々の業務を部分的に第三者へ再委託することは妨げません。ただし、あらかじめ書面による県教育委員会の承認が必要となります
- ⑤ 法令等の規制及び国・県等の指針・計画等
- ・施設の管理にあたっては、関係法令及び条例等の規定を遵守してください。
 - ・説明会において必要な資料を配布し、説明します。

(3) 管理の基準

- ① 休所日 (ア) 月曜日
(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日の翌日（その日が日曜日に当たる場合は、その日の翌々日）
(ウ) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
 - ② 利用時間 (ア) 宿泊 午後1時から翌日の午後1時まで
(イ) 日帰り 午前9時から午後5時まで
 - ③ 管理の基準に関する提案について
- ・上記(3)①、②で定める管理の基準を上回る基準（休所日の変更や利用時間の延長等）で公の施設を管理することを希望する場合は、その内容を提案してください。この場合、提出いただく資料（事業計画書等）は提案いただいた管理の基準で管理することを前提に作成し

てください。

- ・ただし、この場合においても当該公の施設の管理にかかる経費（以下「指定管理料」という。）は（５）で定める指定管理料の上限の範囲内とします。
- ・また、上記①、②で定める管理の基準で管理した場合の経費を併せて提出してください。

④ 法令等の遵守

- ・指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、個人情報の保護に関し必要な措置を講じる必要があります。
- ・指定管理者は、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号）に基づき、情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努める必要があります。
- ・指定管理者は、富山県行政手続条例（平成 7 年富山県条例第 1 号）については、行政庁と同等の規定の適用を受けることとなります。
- ・手続条例第 12 条の規定により、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らすこと、又は不当な目的に使用することはできません。

⑤ 帳簿書類等の保存

- ・指定管理者が作成した施設の管理に関する帳簿書類は、その年度終了後、5 年間保存するものとします。

（４） 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（３年間）

※令和 9 年度中に給湯ボイラーの更新工事が予定されており、これに伴い 3 か月程度の給湯停止期間と 1 か月程度の冷暖房停止期間が見込まれます。

（５） 県が支出する指定管理料の上限

① 指定管理料の上限

（単位：千円）

年 度	令和 9 年度から令和 11 年度の合計額
指定管理料の上限額	125, 127

- ・申請にあたっては、上記の上限額の範囲内で年度毎に指定管理料を提案してください。
- ・指定管理料は、県議会の議決を経て確定するため、提案額が必ずしも保証されるものではありません。
- ・県は、指定管理者を選定する際に、提案のあった指定管理料の額に基づき当該指定管理候補予定者と協議のうえ、予算の範囲内で、年度ごとの指定管理料の額を定めます。
- ・上記指定管理料の上限には公の施設に係る修繕費、備品購入費等は含みません。
（修繕費、備品購入費の取扱いについては「③留意事項」参照）
- ・上記の指定管理料の上限は管理に要する経費の総額から、利用料金収入見込額を控除（相殺）した額となっています。

（参考）管理に係る経費

（単位：千円）

年 度	令和 9 年度から令和 11 年度の合計額
指定管理料の上限額	125, 127
利用料金収入見込額	43, 950
管理に係る経費	169, 077

(参考) 過去3年間の指定管理者が行う業務に相当する管理経費

(単位: 千円)

年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
指定管理者が行う業務に相当する管理経費		70,746	76,329	80,497
内 訳	人件費	25,082	26,680	28,517
	物件費	32,616	36,366	41,064
	光熱水費	13,048	13,283	10,916

(賃金・物価スライド制度について)

- ・本募集に係る指定管理料については、人件費や物価等の客観指標の変動を適切に反映させるため、スライド制度を導入します。
- ・スライド制度は、あらかじめ定めた基準額および対象経費に基づき、毎年度、最新の客観指標と前年度の客観指標の増減率〔(最新指標－前年度指標の差)〕を用いて、指定管理料の増減の上限額を算定し、その範囲内で指定管理料をスライドさせる仕組みです。
- ・指定管理者は、毎年度、所定の様式によりスライド上限額の算定及び増額の申請を行うことができます。
- ・県は、提出された算定結果と事業計画・実績等を確認のうえ、予算の範囲内でスライド額を決定します。
- ・基準額に対する1%分については指定管理者の負担とし、それを超える部分についてスライド制度により調整するものとします。
- ・減額となる場合は、当該年度の最終の指定管理料支払時に控除するものとします。
- ・スライド制度は、指定管理期間を通じて継続的に適用することを前提としており、応募に当たっては、本制度の内容を理解したうえで事業計画及び収支計画を作成してください。
- ・制度の詳細(対象経費、算定方法、様式等)については、「スライド制度手引き」を参照してください。

② 指定管理料の支払方法等

- ・年間の指定管理料の支払は、次のとおり4回に分けて支払います。
- ・最後の支払は、事業報告書等により業務が適正に履行されたことを確認した後に支払います。

	4月	10月	1月	4～5月
支出額	年度の委託額 50%	20%	20%	10%

- ・指定管理料は精算する必要はありません。

③ 留意事項

- ・指定期間における指定管理料は、スライド制度に基づく増額を除き、原則として増額しません。ただし、災害や施設運営に重大な影響を与えるような物価変動など、不測の事態が生じた場合は、県と指定管理者が協議して対応を決定します。
- ・指定管理料の支払方法等については、別途県と指定管理者とで締結する協定書で取り決めます。(「C 指定管理者の指定及び協定の締結」参照)

(修繕について)

- ・指定管理者が管理する公の施設に係る修繕のうち、原則1件100万円未満の修繕については、次に掲げる修繕費の上限額の範囲内で指定管理者が行うこととします。

(修繕費の上限額)

(単位：千円)

年 度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
上限額	1,660	1,660	1,660

- ・修繕に係る費用については、半年毎に指定管理者の請求を受けて精算払いによって支払います。修繕費と指定管理料の費用区分をまたいで支出することはできません。
- ・1件100万円以上の修繕については、県で執行することとします。ただし、安全管理上緊急を要するもの等、指定管理者が行った方がより適切な対応が可能となるものについては、協議のうえ、指定管理者が行うことがあります。その場合は、県が経費を負担します。

(参考) 過去3年間の修繕の件数 (1件100万円未満)

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件 数	23件	28件	11件
支出額	1,438,951円	1,569,920円	1,578,975円
主な修繕内容	・誘導灯取替 ・グラウンド進入路改修 ・体育館ボイラー給水減圧弁取替 等	・3階ロビー天井改修 ・給湯ボイラー配管修理 ・冷温水発生機修繕 ・浄化槽漏水修理 等	・トランポリンマット取替 ・大浴室ミシンパルプ交換 ・大研修室暗幕更新修理 ・宿泊室エアコン点検清掃等

(備品購入について)

- ・公の施設の備品（富山県会計規則第105号第1項第2号及び第2項に規定する備品をいう）については、原則として、県が購入するものとします。
- ・指定管理者が公の施設の管理に当たって、自らの経費で調達した備品を設置しようとする場合は、事前に県教育委員会と協議することとします。ただし、指定期間の満了時等においては、手続条例第10条の規定に基づいて原状に回復する必要があります。
- ・指定管理者は富山県に帰属する備品について処分等を行う必要がある場合は、県教育委員会と事前に協議し、当該物品の異動があったときは、その都度、県教育委員会に報告するものとします。

(給食業務に係る経費について)

- ・給食業務に係る経費については、指定管理料には含まれていません。

(給食業務に係る費用分担については、仕様書の仕様書14「給食業務仕様書」のとおり)

(6) 利用料金制について

- ・青少年自然の家については、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく利用料金制を採用します。
- ・青少年自然の家の利用料金の額について提案してください。
- ・利用料金は、富山県青少年自然の家条例第10条の規定により、条例の別表で定める金額の範囲内において指定管理者が県教育委員会の承認を受けて定め、徴収した利用料金については、指定管理者の収入となります。
- ・令和9年度の収入見込額は13,526千円/年、令和10年度の収入見込額は14,617千円/年、令和11年度の収入見込額は15,807千円/年とします。

(7) 指定管理者と県とのリスク（役割）分担

・リスク（役割）分担については、次のとおりとし、協定書により定めます。

項 目	指定管理者	県
施設の包括的管理責任		○
施設の通常の維持管理・運営	○	
施設内の設備・備品の維持管理	○	
施設、施設設備、備品の小規模な修繕（1件100万円未満）	○	
施設、施設設備、備品の大規模な修繕（1件100万円以上）（※1）		○
施設に係る各種保険への加入（※2）	△	△
物価変動に伴う経費の増加（※3）	△	△
不可抗力に伴う経費の増加や事業履行不能等（※4）	△	△
利用者の減少に伴う収入の減少（前記項目に該当する場合を除く）	○	
施設の管理瑕疵に伴う損害賠償	○	
施設の設置瑕疵に伴う損害賠償（※5）		○
災害時の対応（連絡体制確保、応急措置、報告等）	○	○（指示等）

（※1）1件100万円以上の修繕であっても、安全管理上緊急を要するものなど（災害時の復旧等）については、指定管理者及び県教育委員会で協議の上、指定管理者において実施する場合があります。この場合、修繕に要する経費は県で別途負担します。

（※2）施設の火災保険は県で加入します。指定管理者において加入する必要があるものについては、その内容を仕様書において示します。

（※3）人件費・物価等の一般的な変動による経費の増加については、スライド制度の範囲内で県と指定管理者が適切に負担を分担します。なお、施設運営に重大な影響を与えるような物価変動があった場合は、指定管理者及び県教育委員会で協議して決定するものとします。

（※4）天災、人災等の大規模災害その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のものが発生した場合は、指定管理者及び県教育委員会で協議して決定するものとします。

（※5）指定管理者が加入する保険で対応できる場合は、保険での対応を優先します。

(8) 管理の業務の実施に伴って生ずる権利の帰属について

- ・管理の業務に関連して得た成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は県に帰属することとします。
- ・管理の業務に関連して発明をしたことにより取得した特許を受ける権利については県に移転するものとし、指定管理者に対しては、県職員が職務発明をした場合において県が県職員に対して与える権利と同等の権利を与えるものとします。なお、指定管理者において、あらかじめ、被用者の職務発明に関する規程等を備えておく必要があります。

(9) 定期報告書（月報）の提出

指定管理者は、毎月終了後、定期報告書を提出する必要があります。

① 報告書の記載内容及び添付書類

ア 施設の利用状況（区分別の利用者数及び利用料金収入）

- イ 食事料の収入状況
- ウ 支出状況
- エ 施設設備等の管理状況
- オ 利用者等からの苦情及びその対応状況
- カ 施設の安全管理の確保のために実施した取組みの状況等

② 提出期限

翌月10日まで

③ 提出方法等

県教育委員会生涯学習・文化財課（所長経由）へ1部提出

※ この他、指定管理者は、指定管理施設における省エネルギー等の環境配慮の取組みに努めるとともに、エネルギー使用量等を県へ定期的に報告する必要があります。

(10) 事業報告書(事業年度報告書)の提出

指定管理者は、手続条例第9条の規定に基づいて、毎事業年度終了後、事業報告書を提出する必要があります。

① 報告書の記載内容及び添付書類

ア 青少年自然の家の管理の業務の実施状況に関する事項

- I 実施体制
- II 再委託業務の実施状況
- III 施設、設備の維持管理業務の実施状況
- IV 施設の利用申込受付業務の実施状況
- V 施設使用料及び食事料の徴収
- VI 指導業務等への支援の実施状況
- VII 主催事業の実施状況
- VIII 自主事業の実施状況
- IX 各種協議会の連絡調整及び加入に関する業務の実施状況
- X 野外ボランティア活動養成講座の実施状況
- XI 保険への加入状況
- XII 利用者からの要望や苦情とその対応状況
- XIII その他

イ 青少年自然の家の利用の状況に関する事項

- I 利用状況 料金区分別
- II 利用状況 団体区分別
- III 利用状況 利用率

ウ 青少年自然の家の利用料金等収入の実績に関する事項

- I 利用料金収入実績 料金区分別
- II 食事料等収入実績

エ 事業評価の実績に関する事項（「(11) 事業評価」参照）

オ ア～エに掲げるもののほか、青少年自然の家の管理の業務に係る経費の状況に関する事項

② 提出期限

毎年度終了後及び指定管理期間満了後、1箇月以内

③ 提出方法等

(11) 事業評価

- ・指定管理者による青少年自然の家の管理運営により、住民サービスの向上が図られているかを検証するため、利用者アンケートやモニタリング等による事業評価を実施していただきます。
- ・各指定管理者において実施する事業評価の取組みについて提案を求めます。
- ・事業評価の実施結果については、事業報告書に記載していただきます。

(12) 県教育委員会による調査・指示等

- ・県教育委員会は、指定管理者の管理する青少年自然の家の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づいて、当該管理の業務、又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をする場合があります。

(13) 県による指定管理者に対する評価

- ・県は、指定管理者からの定期報告、実地調査、利用者アンケート調査等によるモニタリング・評価を行い、毎年度終了後、県のホームページに掲載します。

《評価項目》・・・評価項目は、年度により変更となる場合があります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 利用者数・収入の増減に対する評価② サービス向上に向けた取組み③ 利用促進（収入増）に向けた取組み④ 利用者のニーズ把握や苦情処理への取組み⑤ 個人情報保護の取組み⑥ 関係団体との連携⑦ 施設・設備の維持管理⑧ 危機管理・安全管理などの取組み⑨ その他必要と認められる事項 等 |
|--|

(14) 監査委員及び包括外部監査人による監査

- ・地方自治法第199条第7項の規定に基づいて、県または監査委員が必要があると認めるときは、指定管理者による青少年自然の家の管理に係る出納関連の事務について、監査する場合があります。
- ・富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第5号の規定に基づいて、包括外部監査人が必要があると認めるときは、指定管理者による青少年自然の家の管理に係る出納関連の事務について監査する場合があります。
- ・また、富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第3条第3項の規定に基づいて、監査委員が必要であると認めるとき又は知事の要求があるときは、個別外部監査契約に基づく監査により指定管理者による青少年自然の家の管理に係る出納関連の事務について監査する場合があります。

(15) 施設管理の継続が適当でない場合における措置

- ・上記（12）の県教育委員会による指示に従わない場合、指定管理者が指示された当該期間内に改善することができなかった場合、又は当該指定管理者による施設管理の継続が適当でないと認められる場合は、県教育委員会は地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管

理者の指定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

(16) 自主事業の実施について

- ① 指定管理者は、県が経費を負担し、県が発注する業務以外に、自らの経費で自主事業を実施することができます。ただし、事業の実施にあたっては、県教育委員会に事業計画書を提出（申請）し、承認を得る必要があります。また、事業の収支状況について、毎年度、報告いただく必要があります。

なお、自主事業は次の点を満たす必要があります。

- ・ 自主事業の内容が公の施設の設置目的に反しないものであること
- ・ 事業の実施にあたって、他の利用者の利用の支障とならないこと
- ・ 収支計画上、県が支出する委託料を自主事業に要する経費に充当することはできないこと
- ・ 参加者に参加料を求める場合は、その額が適正なものであること
- ・ 自主事業を行う場合においても、施設利用料金は利用料金収入として計上し、それ以外の収入については自主事業収入として指定管理者の収入とすること

- ② 指定管理者は、青少年自然の家の設置目的に反しない範囲で、自主事業として物品販売事業（自動販売機の設置等）を実施することができます。この場合、県教育委員会に行政財産使用許可申請を行い、許可を受けてください。また、自主事業として、県教育委員会より行政財産の目的外使用の許可を受けた後、当該許可部分に係る使用料及び光熱費を県に納付してください。

（参考）

行政財産使用料（年額） 2,961 円 (0.85 ㎡)

3 応募・選定手続き

(1) 募集

- ① 募集要項等の配布期間

令和8年8月13日（木）から令和8年8月27日（木）

（土曜日及び日曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

- ② 配布場所

富山県教育委員会 生涯学習・文化財課振興係

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

電話：076-444-3434 FAX：076-444-4434

HPアドレス https://www.pref.toyama.jp/3009/2026_shizen-no-ie/

[2026koubo_shizen-no-ie_shiteikanri.html](https://www.pref.toyama.jp/3009/2026_koubo_shizen-no-ie_shiteikanri.html)

(2) 申請方法

- ① 提出書類

申請に当っては、以下の書類を提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただく場合があります。

ア 申請書（様式1）

イ 事業計画書（様式2）

ウ 誓約書（様式3）

エ 収支計画書（様式4）

オ 法人等の役員名簿（様式5）

カ 指定管理者募集に係る質問票（様式7）

キ 納税証明書（富山県税条例施行規則第29条に規定する第43号様式）

※納税証明書の交付申請にあたっては、納税証明書交付申請書（富山県税条例施行規則第29条に規定する第43号様式(5)）の証明事項の2 全税目に滞納がないこと の番号を○で囲んでください。

※法人にあっては法人の、法人格を有していない団体等については、その代表者について提出してください。

ク 定款、寄付行為その他これらに準ずるもの

ケ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

コ 申請書を提出する日（以下「申請日」という。）の属する事業年度の直前2事業年度（申請日に属する事業年度開始の日前2年以内に終了した各事業年度をいう。次号において同じ。）の事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

サ 申請日が前事業年度の終了の日の翌日から3箇月を経過する日前であって、前号に掲げる書類のうち前事業年度に係るものを作成していないときは、前事業年度の直前2事業年度のこれら書類

シ 前項の書類を作成していない場合は、法人（団体）の事業及び財務の状況を明らかにした書類

ス 申請日の属する事業年度の事業の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類

（共同体で申請する場合は、上記の他、次の i～ivの資料を提出してください。また、上記ウ～スについては、全ての構成員について提出してください。）

i. 共同体の構成員及び代表者が分かる書類

ii. 共同体の協定書

iii. 共同体の役割分担及び業務実施体制が明らかとなる書類

iv. 共同体の構成員の責任分担が明らかとなる書類

② 提出部数

提出書類全てA4とし、縦のフラットファイルにファイリングしたもの正本1部、副本10部

③ 申請先及び申請方法

・次の申請書の提出先に持参いただくか、郵便書留により申請してください。

・なお、電子メール、FAXでの申請は認めません。

（申請書提出先）

富山県教育委員会 生涯学習・文化財課振興係

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

電話：076-444-3434

FAX：076-444-4434

④ 申請書提出期間

・令和8年10月2日（金）から令和8年10月9日（金）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

・郵送の場合は、郵便書留により提出期限日の午後4時までに必着

⑤ 申請書類に係る著作権

（指定管理候補者選定までの著作権）

- ・申請書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は申請者に帰属します。ただし、県教育委員会は指定管理候補者の選定に必要な場合は、申請書類の内容を無償で利用できるものとします。

(指定管理候補者の選定後の著作権)

- ・指定管理候補者に選定された申請者の申請書類に著作権がある場合の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は、指定管理候補者に選定された時から富山県に帰属し、指定されなかった申請書類の著作権は申請者に帰属します。

⑥ その他留意事項

- ・同一の公の施設に複数の申請をすることはできません。
- ・申請書提出後は、申請書の内容の変更、再提出、差替えを認めません。
- ・申請に係る経費は全て申請者の負担とします。
- ・申請に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ・提出された書類は返却しません。
- ・提出された書類は富山県情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づいて個人・法人に関する情報等非開示とすべき箇所を除き、開示することがあります。
- ・申請書類、プレゼンテーション資料に第三者(申請者以外のもの)が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じてください。

(共同体による申請に関する事項)

- ・複数の法人等で構成する共同体も申請(以下「共同体による申請」という。)を行うことができます。
- ・共同体の構成員は同一の公の施設の指定管理者の募集に申請する他の共同体の構成員となること、又は単独で同一の公の施設の指定管理者の募集に申請を行うことはできません。

(3) 質疑応答

① 質問・回答方法

- ・質問は、次の質問受付期間内に質問票(様式7)により、FAX又は電子メールで、富山県教育委員会 生涯学習・文化財課あてに提出してください。

FAX 076-444-4434 電子メール ashogaigakushu@pref.toyama.lg.jp

- ・質問事項の他に申請団体名(共同体で申請する場合は代表者名)、申請団体の所在地、電話番号、FAX番号及び担当者の所属、氏名を記載してください。
- ・回答期日に募集要項を配布した方の全てに対して、提出された質問及び質問への回答をFAX又は電子メールで連絡します。

② 質問受付期間

令和8年9月1日(火)から令和8年9月8日(火)午後5時15分まで

③ 質問への回答日

令和8年9月15日(火)又は随時

(4) 説明会の開催について

① 日時 令和8年9月1日(火) 午前9時30分 から 午前11時

② 場所 富山県砺波青少年自然の家

③ 参加方法

- ・8月28日(金)正午までに説明会参加申込書(様式6)によりご連絡願います。説明会参加申込書には、申請団体名(共同体による申請の場合は代表者名)、申請団体の所在地、電話

番号、FAX番号及び参加者の所属、氏名を必ず記載してください。

- ・参加者は1社につき2名までとします。
- ・説明会に参加されなかった団体は、指定管理者の指定申請をすることはできません。
- ・説明会の当日は、募集要項等の配布資料及び参加者の身分が証明できる書面を持参してください。

(5) 審査方法及び審査基準

① 審査方法

- ・指定管理者の選定に係る審査については、「富山県青少年自然の家指定管理候補者選定委員会」において行います。
- ・審査はプロポーザル方式とし、事業計画書の記載内容（企画提案）についてのプレゼンテーションにより行います。
- ・ただし、応募者が多数であった場合には、書類による一次審査を行ったうえで、プレゼンテーションによる選考（二次審査）を行う場合があります。
- ・二次審査の結果、その得点が最も高かった者を指定管理候補予定者として選定することとします。なお、最も得点が高かった者を指定管理候補者として選定することができなくなった場合は、二次審査における次点以下の者を指定管理候補予定者として協議を進めることとします。

② 審査基準

- ・審査は次の審査基準により行うこととします。

審査基準	審査の視点	配点ウエイト
1 県民の平等な利用の確保 (手続条例第4条第1号)	【平等な利用の確保】 a 県民の平等な利用が確保される内容になっているか	平等利用が確保 されない場合は 選定しません
2 公の施設の効用の最大限 の発揮 (手続第4条第2号)	【施設設置目的の達成】 a 管理運営方針が明確になっており、事業計画の内容が、施設の設置目的の的確な理解に基づいた具体的なものとなっているか b 施設の保守点検等の維持管理業務が確実に行われる計画となっているか c 安全管理対策が構築されているか d 個人情報の確実な保護対策がとられているか	10
	【サービスの向上】 e 利用者ニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現できる内容となっているか（DXによるサービスの向上等） f 指定管理者が行う事業評価の方策が、利用者の評価・満足度を十分把握できる内容になっているか	15
	【利用者の増加】 g 利用者増を図るため、創意工夫に満ち、魅力的で質の高い、かつ実現可能な企画が提案されているか h 地元市町村や関係団体との連携や広報計画など、施設の利用促進に向けて具体的な方策を有しているか	15
	計	40

3 施設の効率的な管理 (手続条例第4条第2号)	【施設に係る経費節減策】 a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか <算式> (申請者の得点) = (最低提示額) / (申請者の提示額) × (配点) ※最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものを用います ※申請者の得点の端数処理は、計算の最後に小数点第2位を四捨五入する <例> 最低提示額 80 ÷ 申請者提示額 90 × 配点30 = 26.666... ⇒ 26.7	実現可能性のない提示額の場合は選定しません 30
	計	30
4 公の施設の管理を適正かつ確実にするための財産的基礎及び人的構成 (手続条例第4条第3号)	【申請者の財政的基礎及び信用力】 a 指定管理業務を安定確実に行うだけの経営基礎を有しているか b 指定期間内の安定的な事業継続が可能な資金計画となっているか	15
	【申請者の人的構成】 c 施設の機能を十分に発揮した管理運営を実施できる組織体制、職員数、職員構成（資格、経験など）となっているか d 防災・防犯及び災害・事故等緊急時の体制が確保されているか e 職員の指導育成、研修体制は十分か	15
	計	30
	合 計	100%

③ 審査結果

- ・審査結果については、一次審査、二次審査がそれぞれ終了した時点において、全ての審査対象者に通知します。
- ・なお、二次審査の結果概要について、県のホームページ等で次のとおり公表することとします。

<ホームページに記載する項目：二次審査の審査結果表>

審査項目 申請者	1 県民の平等な利用の確保	2 施設の効用の最大限の発揮	3 施設の効率的な管理	4 公の施設の管理を適正かつ確実に行うための財政的基礎及び人的構成	合計
(株)〇〇社					
(有)△△社					
(財)□□社					
指定管理候補予定者：(株)〇〇〇〇〇 (選定理由)					

- ・審査結果表には、申請者名及びその得点、指定管理候補予定者の選定理由を記載することとします。

C 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

- ・選定した指定管理候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づいて県議会の議決を経たうえで、指定管理者として指定します。

(2) 協定の締結

- ・指定管理者による公の施設の管理に係る細目事項については、県教育委員会と指定管理者との協定を締結することとします。
- ・協定書の主な取決め事項については、次のとおりとします。
 - ① 指定管理者が行う管理の業務の内容
 - ② 指定管理者が行う管理の基準
 - ③ 権利義務の譲渡、一括再委託の禁止
 - ④ 県が支払う指定管理料の支払方法等に関する事項
 - ⑤ 利用料金に関する事項
 - ⑥ 事業報告等に関する事項
 - ⑦ 県と指定管理者の責任分担に関する事項
 - ⑧ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
 - ⑨ 指定期間満了時等における原状回復義務
 - ⑩ 指定管理者の損害賠償義務
 - ⑪ 管理業務に係る個人情報の保護に関する事項
 - ⑫ 管理業務に関する情報公開に関する事項
 - ⑬ 指定管理者の名称等の変更の届出
 - ⑭ その他、必要と認める事項

D その他

(1) スケジュール

令和8年

8月13日(木)	募集要項等の公表
8月13日(木)～8月27日(木)	募集要項の配布
8月28日(金) 正午	説明会参加申込締切
9月1日(火)	説明会の開催
9月1日(火)～9月8日(火)	質問の受付
9月15日(火)	質問の回答
10月2日(金)～10月9日(金)	申請書受付期間
10月中旬	(一次審査結果発表)
10月中旬	選定委員会の開催
10月下旬	指定管理候補予定者の選定(二次審査結果発表)
11月上旬～	指定管理候補予定者との協議
11月議会	指定管理者の指定に関する議決 指定管理者の指定 指定管理者との協定の締結

令和9年

4月1日(木)	指定管理者による公の施設の管理開始
---------	-------------------

(2) その他留意事項

- ① 指定期間終了後、若しくは指定取消しにより、次期指定管理者に業務を引継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について提供していただきます。
- ② 指定管理者の指定に係る申請及び公の施設の管理運営にあたっては、関係法令及び関係条例等を遵守してください。

(3) 配布資料

- ① 富山県砺波青少年自然の家の管理に係る業務仕様書
- ② 富山県砺波青少年自然の家 設備・備品一覧
- ③ 富山県砺波青少年自然の家 データ集
- ④ 富山県青少年自然の家 条例・規則集

問い合わせ先

富山県教育委員会 生涯学習・文化財課振興係
(事務担当：大坪、吉田)

TEL : 076 (444) 3434 FAX : 076 (444) 4434

メールアドレス

e-mail : ashogaigakushu@pref.toyama.lg.jp

(別紙)

公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領

第1 趣旨

この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者制度の導入に伴い、県の公の施設の管理の業務からの暴力団関係者の排除に関し必要な措置を講ずるための体制を確立し、もって公の施設の適正な管理の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2 排除措置の対象者、該当事項及び内容

- 1 県の公の施設に係る指定管理者の指定を受けようとし、又は当該指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者等」という。）、指定管理者等の代表者等（株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の団体等にあつてはこれらに相当する職にある者及びこれらの者以外に団体等の経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）又は指定管理者等の被用者（代表者等を除くすべての従業員、構成員及びこれらに相当する者をいう。以下同じ。）が、次のいずれかに該当すると認められる場合は、県は、その排除のため必要な措置を講ずるものとする。
 - (1) 暴力団関係者である場合
 - (2) 暴力団関係者を利用した場合
 - (3) いかなる名目をもってするかを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合
 - (4) 暴力団関係者との密接な交際関係又は社会的に非難される関係を有している場合
- 2 1の「必要な措置」は、次の表のとおりとし、同表の該当事項の欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の措置内容の欄に記載する措置を講ずるものとする。

該当事項	措置内容	
	指定管理候補者選定時	指定管理者指定後
(1) ア 1の(1)に指定管理者等の代表者等が該当する場合	指定管理候補者として不選定	指定の取消し
イ 1の(1)に指定管理者等の被用者が該当する場合		必要な指示、管理業務の停止又は指定の取消し
(2) 1の(2)に該当する場合		
(3) 1の(3)に該当する場合		
(4) 1の(4)に該当する場合		

第3 第2に定める事項の運用基準

- 1 「法人等の経営に事実上参加している者」とは、次の者をいう。
 - (1) 出資者として事実上経営を支配していると認められる者
 - (2) 顧問、相談役等の肩書きを持つ等経営に関与していると認められる者
 - (3) その他経営に実質的に関与していると認められる者
- 2 「暴力団関係者」とは、次のものをいう。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を

経過しない者

- (3) (1)又は(2)に該当する者が経営を支配していると認められる団体等
- 3 「暴力団関係者を利用した場合」とは、次の場合をいう。
- (1) 指定管理者の選定に当たり、暴力団関係者を利用して、自らの団体等が有利となるよう他の団体等を妨害した場合
- (2) 暴力団関係者を利用して、特定の団体等を再委託者として使用するように強要した場合
- (3) 暴力団関係者を利用して、取引関係にある団体等に対して債権の放棄又は不当な値引きを強要した場合
- (4) 暴力団関係者を利用して、取引関係にある団体等に対して債務の履行を強要した場合
- (5) 暴力団関係者に紛争等の解決を依頼した場合
- (6) その他自ら若しくは第三者が不正な利益を得、又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団関係者を利用した場合
- 4 「金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合」とは、次のような場合をいう。この場合において、「与えた」とは、自発的に行う場合をいい、脅迫によるものは含めないものとする。
- (1) 用心棒代、地代、騒音等の迷惑料、地域対策費等いかなる名目であれ、正当な理由がない金品を与えた場合
- (2) 暴力団関係者が行う冠婚葬祭等社会的儀礼行為、放免祝い、誕生会、事務所開き等いわゆる「義理事」や諸行事にいかなる名目であれ、資金的援助をした場合又は祝い金等の金銭や物品を供与し、若しくは建物、駐車場等を供与した場合
- (3) 暴力団関係者に対し、その事業の遂行又はその他の諸活動に必要な建物、物品等又はその者の住居の用に供する建物を提供し、貸与し、支給する等の便宜を図り、又は支援を行った場合
- (4) 暴力団関係者を業務の再委託者又は資材等の納入者として使用した場合
- 5 「暴力団関係者との密接な交際関係」とは、次のような交際関係にあることをいう。この場合において、当該交際関係の認定に当たっては、その頻度、範囲等、当該交際関係にあることの正当な理由及び暴力団関係者であることの認識の有無を総合的に勘案するものとする。
- (1) 暴力団関係者とゴルフ、麻雀等の交遊をすること。
- (2) 暴力団関係者との旅行に同行すること。
- (3) 暴力団関係者と飲食を共にすること。
- (4) 暴力団関係者の冠婚葬祭等の行事に参列すること又は自ら主催する冠婚葬祭等の行事に暴力団関係者を招聘すること。
- (5) 暴力団事務所若しくは暴力団関係者宅に出入りすること又は指定管理者等の事務所若しくは指定管理者等の代表者等若しくは指定管理者等の被用者の自宅に暴力団関係者が出入りすること。
- (6) 暴力団関係者の利益、便宜若しくは支援を目的とした組織の会員になること又はその顧問等に名を連ねること。

附 則

この要領は、平成 18 年 11 月 14 日から施行する。

様式 1

指定申請書

令和 年 月 日

富山県教育委員会 殿

申請者

主たる事務所の所在地

法人（団体）名

代表者氏名

電話番号

次の公の施設について、指定管理者の指定を受けたいので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により申請します。

公の施設の名称

「富山県砺波青少年自然の家」

添付書類

- 1 事業計画書（様式2）
- 2 定款、寄付行為その他これらに準ずるもの
- 3 法人の登記事項証明書
- 4 申請日の属する事業年度の直前2事業年度の事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書（申請日が前事業年度終了の日の翌日から3箇月間を経過する日前であって、前事業年度の書類を作成していないときは、前事業年度の直前2事業年度のこれら書類）
- 5 4の種類を作成していない場合は、法人（団体）の事業及び財務の状況を明らかにした書類
- 6 申請日の属する事業年度の事業の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類
- 7 その他教育委員会が必要と認める書類

「富山県砺波青少年自然の家」指定管理者事業計画書

- 1 管理の業務に関する基本方針
 - (1) 指定管理者を希望する理由
 - (2) 施設の設置目的の達成方法及び管理方針
 - (3) 利用者の平等な利用の確保に関する方針
- 2 指定期間における年度ごとの管理予定施設の管理の業務の実施計画
 - (1) 効率的な管理運営方法
 - (2) 利用者ニーズを把握し、質の高いサービスを提供する具体的内容
 - (3) 利用者からの苦情等、トラブルの未然防止方法と対処法
 - (4) 施設の利用促進のための、具体的な手法（特に冬期間の利用促進）
 - (5) 管理の基準を上回る基準（開所時間・休所日等）を希望する場合の内容についての提案
 - (6) 事業評価の実施内容についての提案
 - (7) 施設の特色を活かした自主事業の提案
 - (8) 業務の一部を他の事業者等に再委託する場合の業務内容及び再委託先の選定方法
- 3 指定予定期間における年度ごとの管理予定施設の管理の業務の収支計画（様式4）
- 4 管理予定施設の管理業務の実施体制
 - (1) 業務を遂行するための職員の構成や配置（※職員を組織図の形で図示してください。なお、役職・人数・資格・雇用形態（常勤・非常勤等）、担当事務について簡潔に併記願います。）
 - (2) 勤務体制
 - (3) 職員の育成（研修）計画
 - (4) 自然災害、人為災害、事故等に備えた日常時及び緊急時における危機管理に対する取り組みの具体案及び諸規定の整備
 - (5) 個人情報保護等に対する取り組みの具体案及び諸規定の整備
- 5 財務状況及び業務実績
 - (1) 添付書類の事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書についての説明
 - (2) 類似施設についての業務実績
 - (3) 貴団体がもっている施設管理運営業務に関する技術、手法

※ページ数の制限はありません。適宜、別紙としてもかまいません。

※必要に応じ参考となる資料を添付してください。

令和8年 月 日

富山県教育委員会 殿

申請者

主たる事務所の所在地

法人（団体）の名称

代表者の氏名

電話番号

誓 約 書

当該法人（団体）及びその役員は、富山県砺波青少年自然の家の指定管理者選定のための富山県砺波青少年自然の家指定管理者募集要項に記載されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和8年 月 日

富山県教育委員会 殿

申請者

主たる事務所の所在地

共同企業体の名称

代表者 主たる事務所の所在地

法人（団体）の名称

代表者の名称

電話番号

構成員 主たる事務所の所在地

法人（団体）の名称

代表者の名称

電話番号

構成員 主たる事務所の所在地

法人（団体）の名称

代表者の名称

電話番号

誓 約 書

当該共同企業体の代表者及び構成員並びにこれらの役員は、富山県砺波青少年自然の家指定管理者選定のための富山県砺波青少年自然の家指定管理者募集要項に記載されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

様式4

「富山県砺波青少年自然の家」収支計画書（令和 年度）

収入の部

項 目	金 額(消費税込:円)	摘 要
1 指定管理料収入		
2 利用料金収入		
3 給食料収入		
4 参加料収入		
小 計	0	
修 繕 費		
合 計	0	

支出の部

項 目	金 額(消費税込:円)	摘 要
1 施設管理業務		
①維持管理費	0	
②再委託業務費		
③光熱水費		
2 給食事業費		
3 野外活動事業費		
4 人件費		
5 一般管理費		
小 計	0	
修 繕 費		
合 計	0	

自主事業の状況

(1)収入の部

項 目	金 額(消費税込:円)	摘 要
合 計	0	

(2)支出の部

項 目	金 額(消費税込:円)	摘 要
合 計	0	

※1 年度毎に3年分(令和9～11年度)作成すること。

※2 項目は例示であり、必要に応じて追加すること。

様式 5

「富山県砺波青少年自然の家」指定管理者募集に係る法人等の役員名簿

(法人等の名称：)

[illegible]

「富山県砺波青少年自然の家」指定管理者募集に係る
説明会参加申込書

令和 8 年 月 日

富山県教育委員会 生涯学習・文化財課 あて
(FAX:076-444-4434)

所在地

団体名

富山県砺波青少年自然の家指定管理者募集に係る説明会への参加を、下記のとおり
申し込みます。

記

	部署名	氏名
参加者		

(連絡先)

部署名 _____

担当者職・氏名 _____

電話番号 _____

FAX 番号 _____

(説明会)

①日時 令和 8 年 9 月 1 日 (火) 午前 9 時 30 分から午前 11 時

②場所 富山県砺波青少年自然の家

※募集概要の説明に引き続き現場説明を行います。

※参加人数については、1 団体につき 2 名まででお願いします。

※説明会に参加されなかった団体は、指定管理者の指定申請をすることはできません。

※説明会の当日は、募集要項等の配布資料及び参加者の身分が証明できる書面を持参
してください。

様式7

「富山県砺波青少年自然の家」指定管理者募集に係る質問票

富山県教育委員会 生涯学習・文化財課 あて

FAX:076-444-4434

e-mail: ashogaigakushu@pref.toyama.lg.jp

質 問 者	
団体名	
所在地	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
質 問 内 容	
* 募集要項等の該当箇所が分かるように表示してから、質問を記載願います。 (例) ○○○について(募集要項○ページ)	